

令和8年度 「佐渡島の金山」調査研究支援事業補助金
募集要項

1 募集期間

令和8年6月29日（月）～7月24日（金）17時
※申請状況により再募集を行うことがあります。

2 受付方法

提出方法は、メール、郵送又は持参です。FAXでの提出はできません。

【メールでの提出先】

ngt150030@pref.niigata.lg.jp

※メールのタイトルを次のようにしてください。

【「佐渡島の金山」調査研究支援事業申請】氏名（団体名）〇〇〇〇

※メール送付後、到着確認のため以下の「3 問合せ先」までご連絡ください。

【郵送、持参での提出先】

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1（新潟県庁16階）

新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産室 宛

※封筒表面に「調査研究支援事業 申請」と朱書きしてください。

※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ず記入してください。

3 問合せ先

新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産室 調査研究担当

TEL：025-280-5714

（受付時間）平日8時30分から17時15分まで

4 申請に必要な書類の入手方法

申請書類は、新潟県文化課のホームページよりダウンロードできます。

「新潟県トップページ」⇒「組織別」⇒「観光文化スポーツ部 文化課」

⇒「「佐渡島の金山」調査研究支援事業補助金」

<https://www.pref.niigata.lg.jp//site/bunka/rg4sadoislandgm.html>



1 目的

世界遺産「佐渡島の金山」の構成資産及び関連する文化財の価値を深め、その保存と活用等に貢献する調査・研究に取り組む個人及び団体等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

2 補助対象者

世界遺産「佐渡島の金山」及び関連文化財を対象に調査研究を行う個人及び団体。年齢や所属、実績は問いませんが、「佐渡島の金山」保存活用推進ネットワーク会員（団体会員を含む）である必要があります。

●「佐渡島の金山」保存活用推進ネットワーク

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sado-goldmine/sg-016.html>

※「佐渡島の金山」保存活用推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の企業・団体会員が申請する際の注意点

- ・ネットワークに入会した企業・団体の構成員であれば、個人で入会しているか否かに関わらず補助対象者となりますが、あくまで企業・団体名で調査研究を申請する必要があります。また、所属する企業・団体の活動として調査研究を行い、その成果も企業・団体に帰属することとなります。
- ・個人でテーマを設定して調査研究を行う場合は、個人としてネットワークに入会する必要があります。複数人が共同で行う共同研究も、全員がネットワークへの入会が必要です。
- ・なお、営利目的で設置された企業・団体も補助対象者になりますが、営利を主な目的とする調査研究は補助対象外となります。

3 補助対象事業

- ① 世界遺産「佐渡島の金山」の構成資産及び関連文化財の歴史・文化等に関する調査研究
- ② 世界遺産「佐渡島の金山」の構成資産及び関連文化財の維持・継承に関する調査研究
- ③ 世界遺産「佐渡島の金山」の構成資産及び関連文化財の発信に関する調査研究

4 事業期間

交付決定日から令和9年3月31日（水）まで

※複数年にわたる調査研究を行う場合、最長3年を限度に申請できます。ただし、年度ごとに申請の上、審査により決定します。

※複数年度の申請であっても、審査は上記事業期間に対して行います。事業期間（単年度）における事業内容・事業目標を明確にした申請を行ってください。

5 申請手続き

提出時期	提出書類	提出期限
事業開始前 （交付申請）	① 補助金交付申請書（別記様式第1号） ② 事業計画書（別紙1） ③ 収支予算書（別紙2） ④ 誓約書（別紙3） ⑤ その他（団体の場合は規約等）	令和8年7月 24日（金） まで
事業開始前・事業実施中 （概算払が必要な場合）	概算払請求書（別記様式第6号）	随時

事業実施中 (事業費の20%に相当する額を超える変更等がある場合)	① 事業変更承認申請書(別記様式第2号) ② 変更収支予算書(別紙4) ③ 交付申請書の添付書類で記載事項に変更がある書類	随時
事業終了後 (実績報告兼請求)	① 実績報告書兼請求書(別記様式第5号) ② 調査研究報告書(別紙5)(※) ③ 収支決算書(別紙6) ④ 補助金に係る経費の領収書すべて(写し) ※調査研究成果の詳細をまとめたレポート(任意様式)を添付すること	事業完了日から起算して30日が経過する日又は令和9年3月31日のいずれか早い日
事業終了後	〇県民に向けた成果発表会等の実施 実施方法等については事務局と協議のこと	
事業終了後 (額の確定後に明らかになった消費税等仕入控除税額がある場合)※該当する者のみ	「佐渡島の金山」調査研究支援事業補助金 消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書 (別記様式第7号)	消費税等仕入控除税額の確定後速やかに

6 採否の審査

審査基準

- ① 事業の成果が、世界遺産「佐渡島の金山」の構成資産及び関連文化財の価値の深掘りや維持・継承、発信力の向上等に寄与するか。
- ② 事業に取り組む目的や必要性が適切に示されているか。
- ③ 事業の成果が、県民に還元される計画となっているか。
- ④ 事業及び予算の計画が妥当であるか。

審査方法

- ① 申請は、応募書類に基づき、外部有識者等による審査を行い、採否を決定します。
- ② 採択に当たり、必要な条件を付すことがあります。

7 補助対象者の責務

- ・調査研究成果を県民に還元してください(県主催講演会での発表等)。
- ・調査研究が終了次第、実績報告書を御提出ください。提出された報告の一部を新潟県ホームページで公開します。
- ・調査研究成果を発表する場合には、「佐渡島の金山」調査研究支援事業補助金により得た成果であることを表示してください。

8 著作権の帰属

補助事業の実施による成果物の著作権は、全て補助事業者に帰属します。ただし、県は、提出された実績報告書又はその一部について、県ホームページや印刷物等に掲載することができるものとします。

9 補助対象経費

補助対象となる経費は、別表に掲げる経費です。

※「佐渡島の金山」調査研究支援事業補助金交付要綱に規定する消費税等仕入控除税額が発生する補助対象者においては、消費税及び地方消費税を除外して提出することができるものとします。

10 補助の対象とならない事業

以下の事業は補助の対象となりません。

- 営利を主たる目的とするもの
- 第三者の著作権、肖像権、所有権その他の権利を侵害するもの
- 寄付や勧誘を主な目的とするもの
- 政治活動又は宗教活動に関係するもの
- 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるもの

11 調査研究種別、補助率、補助限度額

補助金の額は予算の範囲内における定額とします。

■個人研究（1人が行う調査研究）：50万円（上限）

■共同研究（複数人が共同で行う調査研究）：100万円（上限）

※複数年にわたる調査研究を行う場合であっても、1年間での補助金の上限額は変更できません。

例：3年間にわたり調査研究を行う場合（共同研究：総額300万円）
○ 1年目：100万円 2年目：100万円 3年目：100万円
× 1年目：100万円 2年目：110万円 3年目：90万円

12 事業の変更

事業を変更する場合は、補助金交付要綱で定める様式により変更承認申請が必要です。ただし、事業費の20%に相当する額を超えない軽微な変更である場合、又は事業費の20%に相当する額を超える変更であっても補助金の額に変更がない場合については、申請の必要はありません。

事業の変更については、必ず事前に窓口まで相談してください。なお、事業の変更により補助対象経費が増額した場合にも補助金の増額は認められません。

13 実績報告及び検査等

実績報告が適当と認められたときには、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに補助金を支払います。

なお、期日までに実績報告書兼請求書が提出されない場合は、交付決定を取り消すことがありますので注意してください。

14 概算払い

概算払の請求があった場合は、請求の内容を審査し、必要と認めるときは、概算払を行います。

15 その他

- 申請にかかる費用及び実施後の報告にかかる費用は、すべて申請者の負担です。ただし、事業実施後に開催する成果発表会に係る旅費等は除きます。
- この補助金の交付決定後、正当な理由なく事業を開始しなかった場合や交付申請書に虚偽の記載内容があった場合は本補助金の交付決定を取り消します。

別表【補助対象経費】

項 目	内 訳
謝金	講師、出演者、専門的知識又は技術を有する者への謝金 (本補助金申請団体の構成員に対するものは対象外)
賃金	本事業の業務・事務を補助するために臨時的に雇用した者(アルバイトなど)の賃金
旅費	講師等の旅費、事業実施に必要な職員等の旅費 (旅行内容が確認できるもの)
使用・賃借料	会場及び機材借上料、什器、備品等のレンタル・リース料 等
広告・宣伝費	チラシ等の作成費、印刷製本費 等
通信・運搬費	チラシ等の郵便代、運送代 (業者による運搬のみ。電話料等の通信費は対象外)
需用費	事業実施に必要な物品等の購入費(飲食費、販売目的の物品等を除く。)
委託費	資料撮影・科学分析・測量委託費、マップ編集・デザイン委託費 等
その他必要と認める経費	ボランティア保険、イベント保険 等